

## こども家庭庁設置法及びこども基本法について

### ■ 1 概要

令和 4 年 6 月 15 日にこども家庭庁設置法及びこども基本法が国会で成立し、令和 5 年 4 月 1 日から施行される。これをうけ、市における子育て関連の施策にこれらの法の趣旨を一部反映させるなど、子ども子育て審議会においても対応が必要となる。

### ■ 2 法律の趣旨等

#### (1) こども家庭庁設置法【別紙 1 参照】

子ども（心身の発達の過程にある者）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子どもの最善の利益を優先することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進、子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行う。また、子どもに関連する特定の内閣の重要政策に関する事務を助けることを任務とするこども家庭庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

#### (2) こども基本法【別紙 2 参照】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して子ども施策を総合的に推進する。

子育て世帯（大人）の視点を中心とした子育て支援



「こどもまんなか社会」の実現

### ■ 3 「こども計画」について

#### (1) 「こども大綱」の策定について（こども基本法 第 9 条）

政府は、こども施策を総合的に推進するため「こども大綱」を定める（義務）。

#### (2) 「都道府県こども計画」の策定について（同第 10 条）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策について「都道府県こども計画」を定める（努力義務）。

#### (3) 「市町村こども計画」の策定について（同第 10 条）

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して当該市町村におけるこども施策について「市町村こども計画」を定める（努力義務）。→「子ども・子育て支援事業計画」と一体化？

## ■ 4 子ども・子育て審議会における対応について

### (1) 子どもの視点を重視した施策の検討

両法の趣旨や目的に基づき、これまでの大人目線の施策に子ども目線を取り入れることや、子どもの視点や権利等を重視した新たな施策を展開し評価する必要がある。「施策の体系」等にも大きく影響することが考えられる。

### (2) 「福生市こども計画」の策定

国の「こども大綱」や都の「こども計画」を勘案して、「福生市こども計画」を策定する必要がある。条文から判断すると「福生市子ども・子育て支援事業計画（第3期）」と一体的に策定することが可能であると考えられる。

## ■ 5 市における対応について

### (1) 予算措置

国は子どもに係る予算を大幅に増額するとしている。まだ具体的なものは示されていないが、打ち出しがあり次第早急に対応する。

### (2) 組織体制の強化

こども家庭庁の創設に合わせ、現在、市の子ども関連部署における組織体制の強化について検討している。

### (3) その他の対応

令和6年4月施行予定の改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」、障害児保育に資する「児童発達支援センター」、近年増加している「医療的ケア児」への対応等について、現在検討している。これらの案件も子ども・子育て審議会でご意見をお伺いしながら進めていく必要がある。

## ■参考 福生市議会 令和4年第3回定例会（9月議会）

令和4年8月30日の福生市議会において、ある議員からこども家庭庁設置法及びこども基本法について質問があり、次のとおりの質疑があった。

●**質問（趣旨）**：こども家庭庁の設置は福生市の子育て関連施策に少なからず影響を与えるものと考えますが、市長の見解を伺いたい。

●**市長答弁（抜粋）**：福生市では「子育てするなら ふっさ」のスローガンのもと、多角的、重層的な子育て支援を推進してきたことにより、内外からその成果について高く評価していただいております。

これは、ある意味では、子育てをする世帯への支援、つまり、大人から見た視点での評価が中心となっております。しかしながら、この度の「こども家庭庁設置法」あるいは「こども基本法」などの成立により、国では「こどもまんなか社会」という表現をしておりますが、大人の視点だけでなく、子どもの視点から見た政策にも力を入れていく方向にシフトしていくことが明確になったものと考えております。